

令和2年度 事務事業評価シート(詳細) ※令和元年度に実施した事業を評価しています

基本情報

事務事業名	在宅要介護高齢者等紙おむつ給付									
担当部署	福祉部	高齢者いきがい課	事業コード	6						
所属長	坂口 純一		事業区分	ソフト事業						
予算事業名	在宅福祉		新規・継続	継続						
予算事業コード	会計	10	款	03	項	01	目	05	事業開始年度	平成9年度

1. 事業の位置付け、関連事業及び法令による実施義務等(Plan)

第四次川越市総合計画上の位置付け(太枠内)

基本目標(章)	第2章	住み慣れた地域で、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち	法令による実施義務	義務ではない
施策	5	高齢者福祉の推進	根拠となる法令	なし
取組施策	3	介護予防・生活支援の推進	その他実施根拠(条例、要綱等)	川越市在宅要介護高齢者等紙おむつ給付事業実施要綱
関連事業	なし			

2. 事業の目的と概要(Plan)

実施主体	全部委託			
対象(誰・何を対象に)	65歳以上で市内に住所を有する在宅生活者(特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム等に入所していない方々)のうち、①要介護4～要介護5の認定を受けた方、②要介護1～要介護3の認定を受けた方で排尿又は排便において一部介助又は全介助が必要であり、医師の意見書等により尿失禁の状態にあると確認できる方			
目的(対象をどのようにしたいか)	在宅の要介護高齢者及び心身障害者に対し、紙おむつを給付することにより、本人及び家族の経済的負担を軽減し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。			
事業の概要(活動内容、実施手段・方法など)	1人につき1月当たり5,000円の範囲内の紙おむつを現物で給付する。在宅扱いとなるグループホーム、有料老人ホームへは施設が受取り可能な場合のみ配送する。			

3. 前年度に立てた計画(Plan)

給付額が年々増加している状況にあるため、給付金額等事業内容について検討を行う。

4. 取組実績(Do)

令和元年度は、延べ22,029人に、紙おむつを給付した。
また、今後も給付額の増加が見込まれるため、給付上限金額について5,000円から4,000円に引き下げる検討も関係課で行ったが、4,000円以上の紙おむつの利用者が8割を超えているため、給付上限金額の引き下げによる事業の見直しは見送った。

5. 実施にかかるコスト(Do)

(単位:千円)

(1) 支出の部	29年度	30年度	元年度	2年度(見込額)	備考
人件費	2,794	2,807	2,807	2,807	
A					
正規職員(1年間の従事人数)	0.35人	0.35人	0.35人	0.35人	
臨時職員(1年間の従事人数)	0.10人	0.10人	0.10人	0.10人	
事業費	93,283	96,323	98,714	105,720	
B					
扶助費	93,283	96,323	98,714	105,720	
総支出(A+B)	96,077	99,130	101,521	108,527	

(2) 収入の部

国庫支出金	0	0	0	0	
県支出金	0	0	0	0	
地方債	0	0	0	0	
使用料・手数料	0	0	0	0	
その他特定財源	0	0	0	0	
一般財源	96,077	99,130	101,521	108,527	
総収入	96,077	99,130	101,521	108,527	

6. 指標による分析 (Check)

(1) 活動指標

評価指標	単位	29年度	30年度	元年度	2年度(予定)	単位当たり費用
						#DIV/0!
指標の定義・説明						#DIV/0!
						#DIV/0!
指標の定義・説明						#DIV/0!

(2) 成果指標

評価指標	単位	29年度	30年度	元年度	2年度目標値	将来目標値	単位当たり費用 (下段は前年度)
延べ利用者数	人	20,737	21,424	(目標) 22,131 (実績) 22,029	22,701	年度	4.61
指標の定義・説明	紙おむつ配達業者8か所の延べ利用者数						4.63
				(目標)		年度	#DIV/0!
				(実績)			#DIV/0!
指標の定義・説明							#DIV/0!

7. 評価 (Check)

項目	評価	評価コメント及び課題等
必要性	B	市が関与することが妥当であるか、時代の潮流や市民ニーズに対して目的や内容が合っているか
		紙おむつの給付については、上限金額5,000円に対し、4,000円以上を利用する者が8割を超えており、本事業の目的である本人及び家族の経済的負担の軽減につながっていることから、市による事業実施の必要性があるものとする。
有効性	B	施策の目標の達成に貢献しているか
		第四次川越市総合計画の「取組施策 (No.5-3)」に該当する事業である。また、川越市高齢者保健福祉計画・第7期川越市介護保険事業計画(すこやかプラン・川越)の「第4章 具体的な施策の展開 (No.2-(2))」に該当する事業であり、施策の目的達成に貢献している。
達成度	B	設定した活動・成果指標の目標を達成しているか
		令和元年度の実績値は目標値を下回っているが、前年度の実績値と比較すると増加している。
効率性	A	民間委託や指定管理者制度の導入は可能か、コスト削減の余地はあるか、受益と負担(補助)の適正化が図られているか
		8つの紙おむつ配達民間事業者に委託しており、利用者が紙おむつの種類に応じて選べるような事業を実施している。
総合評価	C	給付額が年々増加している状況にあるため、給付限度額の見直しや所得制限の設定など、持続可能な制度設計について検討する必要がある。

8. 今後の方向性及び今後の取組(改善策など)(Action)

今後の方向性	改善
2年度	対象人口(65歳以上)の増加をみすえた、持続可能な制度設計について検討する。
3年度	対象人口(65歳以上)の増加をみすえた、持続可能な制度設計について検討する。

【参考】

(1) 比較参考値(他市での類似事業の例など)	県内20万人以上の市で紙おむつ給付事業を実施している7市の中で、「所得制限あり」が3市、「所得制限なし」が4市となっている。
(2) これまでの見直しや改善等の経過	今後も給付額の増加が見込まれるため、給付上限金額について5,000円から4,000円に引き下げる検討を関係課で行ったが、4,000円以上の紙おむつの利用者が8割を超えているため、給付上限金額の引き下げは見送ることとした。なお、医療保険による入院患者については本事業を利用できない場合があることから、利用を可能とする給付方法等について検討している。

在宅要介護高齢者等紙おむつ給付事業 補足資料

1 事業の目的

在宅の要介護高齢者に対し、紙おむつを給付することにより本人及び家族の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図ることを目的とする。

2 事業の概要

(1) 給付対象者

市内に住所を有する65歳以上の在宅の要介護高齢者(要介護1から要介護5までの認定を受けている方)で、失禁の状態にあり、排せつの介助が必要な方。

- ① 65歳以上で介護保険法に基づく要介護認定が要介護4から要介護5の認定を受けた方、もしくは、要介護1から要介護3の認定を受けた方のうち、認定調査票の排尿又は排便の項目で一部介助又は全介助に該当し、主治医意見書又は川越市要介護高齢者紙おむつ受給資格証明書で尿失禁の状態にあると確認できる方。
- ② 身体障害者手帳1級又は2級の方(障害者福祉課対応)
- ③ 療育手帳Ⓐ又はAの方(障害者福祉課対応)
- ④ ただし、施設(老人介護施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム(A型・B型・ケアハウス)、身体障害者更正施設、身体障害者療護施設・身体障害者授産施設、国立保養所等)に入所している者を除く。

(2) 給付内容

1箇月当たり5,000円の範囲内で現物支給。(超過分は自己負担。)

3 事業の実績

年度		H27	H28	H29	H30	R元
利用者数(年度末月)		1,572	1,635	1,731	1,762	1,887
延人数		18,666	19,375	20,737	21,424	22,029
給付額		83,376,431	86,877,559	93,282,606	96,322,556	98,713,056
前年比%		103.24	104.2	107.37	103.25	102.48
事業者別委託料	A社	—	—	—	—	—
	B社	—	—	—	—	—
	C社	—	—	—	—	—
	D社	—	—	—	—	—
	E社	22,222,072	21,825,429	20,806,518	22,670,559	21,828,803
	F社	22,147,925	23,044,323	24,363,417	23,915,472	25,103,782
	G社	8,171,833	8,994,524	10,129,921	11,534,366	12,381,480
	H社	2,137,892	2,229,437	2,139,301	2,502,277	2,418,271
	I社	3,939,810	4,338,647	4,763,925	撤退	—
	J社	3,060,321	2,679,453	2,828,200	3,224,560	2,928,486
	K社	19,162,028	20,404,524	22,931,520	26,666,776	27,869,178
	L社	2,534,550	2,545,400	2,342,860	2,638,007	2,518,570
M社	—	815,822	2,976,944	3,170,539	3,664,486	

4 事業の経緯

平成10年2月 事業開始(川越市在宅ねたきり老人等紙おむつ給付事業実施要綱(平成9年12月16日告示第331号))

平成12年4月 介護保険制度の開始に伴い、対象者を「ねたきりの状態にある者」から「要介護1から要介護5までの認定を受けた者」に見直したため、要綱の一部改正

平成24年4月 給付要件を見直し(現行制度)
要介護1から3の方には一定の要件を設けた。

5 他市の実施状況

別紙のとおり

(参考資料)

- ① 川越市在宅要介護高齢者等紙おむつ給付事業実施要綱

紙おむつ給付事業 中核市集計
(53市中 48市回答 ※5市未実施)

平成30年10月1日現在
(他市が調査をした結果をもとに本市において集計)
高齢者いきがい課 単位:市

課税要件		給付限度額		2000円未満	2000円～ 2999円	3000円～ 3999円	4000円～ 4999円	5000円～ 5999円	6000円～ 6999円	7000円～ 7999円	8000円～ 8999円	給付限度額の 設定はなく、指 定枚数を給付	合 計	
		均等割	非課税			5	1	1	2			1	10	
本人	住民税	所得割	非課税											
		あり課税	1	1					1				3	
			均等割	非課税										
	所得税	あり課税	1	1										
			均等割	非課税										
		所得割	非課税											
世帯	住民税	均等割	非課税	1	1		3	7	9		8	3	32	
		あり課税	1		1								1	
			2							1			3	
	所得税	均等割	非課税											0
		あり課税	1											0
			2									1		1
	所得制限なし				2	3	3	2(川越市)				1	1	12
	合 計				2	4	11	7	10	12		10	6	62

※ 複数回答の市があるため、合計は回答市数と一致しません。

紙おむつ給付事業 県内20万人以上市 集計
(8市中 7市回答 ※1市未実施)

令和2年7月1日現在
高齢者いきがい課 単位:市

課税要件		給付限度額		2000円未満	2000円～ 2999円	3000円～ 3999円	4000円～ 4999円	5000円～ 5999円	6000円～ 6999円	7000円～ 7999円	8000円～ 8999円	給付限度額の 設定はなく、指 定枚数を給付	合 計	
		均等割	非課税											
本人	住民税	均等割	非課税						1				1	
		所得割	非課税											
			あり課税											
	所得税	均等割	非課税											
		所得割	非課税											
			あり課税											
世帯	住民税	均等割	非課税				1		1				2	
		所得割	非課税											
			あり課税											
	所得税	均等割	非課税											
		所得割	非課税											
			あり課税											
所得制限なし								3(川越市)				1	4	
合 計							1	3	2			1	7	

川越市在宅要介護高齢者等紙おむつ給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅の要介護高齢者及び心身障害者に対し、紙おむつを給付することにより、本人及び家族の経済的負担を軽減し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「在宅生活者」とは、次に掲げる施設に入所している者以外をいう。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム及び同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第24項に規定する介護保険施設
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設及び同法第42条に規定する障害児入所施設
- (4) 児童福祉法第42条に第2号に規定する医療型障害児入所施設におけると同様な治療を行う同法第6条の2第3項に規定する指定医療機関
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する療養介護を行う病院（療養介護を行う病床に限る。）及び同条第11項に規定する障害者支援施設
- (6) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
- (7) 生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）第38条第2項に規定する救護施設及び同条第3項に規定する更生施設

- (8) 独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第九号に規定する事業所を行う施設であって進行性筋委縮症者を収容し、必要な治療、訓練及び生活指導を行うもの。
- (9) 厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第649条の規定により置かれる国立保養所
- (10) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所であって、法令の規定に基づく命令（命令に準ずる措置を含む。）により入院し、又は入所した者について治療等を行うもの
(対象者)

第3条 川越市在宅要介護高齢者等紙おむつ給付事業（以下「事業」という。）の対象者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有し、常時失禁の状態にあるために排せつの介護を必要としている在宅生活者で、次のいずれかの要件を備えているものとする。

- (1) 65歳以上の者で、介護保険法に基づく要介護認定が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号。以下「省令」という。）第1条第1項に規定する要介護4から要介護5までの認定を受けているもの
- (2) 65歳以上の者で、省令第1条第1項に規定する要介護1から要介護3までの認定を受けた者のうち、法第27条第2項に規定する調査による調査票で排尿又は排便において一部介助又は全介助に該当し、かつ、同条第6項に規定する主治の医師の意見書又は川越市要介護高齢者紙おむつ受給資格証明書（様式第1号。次項において「証明書」という。）で尿失禁の状態にあると確認できるもの
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている3歳以上の者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級又は2級に該当するもの
- (4) 埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）第4条

第2項に規定する療育手帳の交付を受けている3歳以上の者で、その障害の程度が同要綱第3条に規定するA又は㊸に該当するもの

- (5) 前4号に定める者のほか、市長が特に必要と認める者
(申請)

第4条 紙おむつの給付を受けようとする者は、川越市在宅福祉サービス事業利用申請書（川越市在宅福祉サービス事業の申請及び変更に関する様式を定める要綱（平成12年3月31日決裁。以下「様式要綱」という。）様式第1号）により市長に申請しなければならない。

(決定等)

第5条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査した上で給付の適否の決定を行い、川越市在宅要介護高齢者等紙おむつ給付事業利用決定通知書（様式第2号）又は川越市在宅要介護高齢者等紙おむつ給付事業却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により紙おむつの支給を決定された者（以下「受給者」という。）に係る必要事項を給付台帳に登録するものとする。

(給付の内容)

第6条 市長は、1人につき1月当たり5,000円の範囲内の紙おむつを現物で給付するものとする。

(給付の期間)

第7条 紙おむつの給付は、給付台帳に登録した日の属する月の翌月から開始し、紙おむつを給付すべき事由が消滅した日の属する月をもって終了する。

(禁止行為)

第8条 受給者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 給付を受けた紙おむつを本来の使用目的以外の用途に使用すること。
- (2) 給付を受けた紙おむつを他人に譲渡すること。

(変更等の届出)

第9条 受給者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、川越市在宅福祉サービス事業利用変更届（様式要綱様式第2号。以下「変更届」という。）により市長に届け出なければならない。

- (1) 対象者が第2条各号に規定する施設に入所したとき。

(2) 第4条の申請の内容に変更があったとき。

(3) 事業の利用を辞退したいとき。

(給付の停止等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、紙おむつの給付を一時停止し、又は受給者の事業の利用の決定を廃止することができる。

(1) 対象者が死亡したとき。

(2) 対象者が第3条に規定する要件を備えなくなったとき。

(3) 受給者が第9条各号に規定する行為を行っていると思われるとき。

(4) 前条第3号に該当することにより、変更届が提出されたとき。

(5) 受給者がおむつの給付を不正に受けたとき。

2 市長は、前項の規定により紙おむつの給付を一時停止し、又は受給者の事業の利用の決定を廃止する場合は、受給者にその旨を通知するものとする。

ただし、前項第1号に該当することにより受給者の事業の利用の決定を廃止する場合は、この限りではない。

3 第1項の規定により受給者の事業の利用の決定を廃止する場合の通知は、川越市在宅要介護高齢者等紙おむつ給付事業廃止決定通知書（様式第4号）によるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に廃止前の川越市在宅要介護高齢者等紙おむつ給付事業実施要綱（平成9年告示第331号）第5条の規定により紙おむつ給付の決定を受けている者は、本要綱第5条の規定による紙おむつ給付の決定を受けた者とみなす。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。